

さいたま市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年12月23日付けさいたま市監査委員告示第1322号で公表した財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年8月9日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

環境局 施設部 環境施設管理課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 環境局 施設部 環境施設管理課</p> <p>(1) 収支状況の報告において、報告内容の精査を怠り、収支状況の正確性を確認していなかったため、さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務委託契約書第14条第1項及び第2項、並びに第15条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 株式会社エコパークさいたま</p> <p>(1) 収支状況の作成において、計上誤り、計上漏れ、勘定科目の誤りなどが散見されたため、さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務委託契約書第14条第1項及び第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(2) 総勘定元帳の作成において、誤った勘定科目への仕訳が散見され、収支状況の正確性が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>1 環境局 施設部 環境施設管理課</p> <p>(1) 収支状況を正確に把握し、適正な事務処理を行うため、株式会社エコパークさいたまに誤記等の指摘を受けた箇所を修正した収支報告書の再提出を行わせました。</p> <p>あわせて、翌年度以降は、報告書が提出された際に複数人による確認作業を実施することとしました。</p> <p>2 株式会社エコパークさいたま</p> <p>(1) 株式会社エコパークさいたまに対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、株式会社エコパークさいたまは、収支状況の計上誤り、計上漏れ、勘定科目の誤りを修正し、市に対して総勘定元帳及び収支報告書を再提出しました。</p> <p>(2) 株式会社エコパークさいたまに対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、株式会社エコパークさいたまでは、総勘定元帳の仕訳内</p>

	<p>容を再確認し、誤記載箇所を修正した総勘定元帳を市に対して再提出しました。</p>
--	---